

	契約係用
○	業者用

路面電車 250 形台枠
アンダーシール除去業務

業務委託仕様書

令和 4 年 9 月

札幌市交通局	車両課車両係	札交車 第 9516 号 担当者 伊藤 駿平 電話 896-2721 内 2552
--------	--------	---

1 適用

本仕様書は、路面電車 250 形 255 号車の台枠下面のアンダーシール（瀝青系樹脂塗料、非飛散性アスベスト 0.1-5%含有）を除去する業務に適用する。

2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 4 年 11 月 30 日まで。日程の詳細については委託者と打ち合わせのこと。

3 業務範囲

(1) 業務対象

路面電車 250 形 255 号車 台枠 1 台

なお、台枠は約 1.4×2.2m 角で 9 個程度に切断されているものとする。

(2) 業務場所

札幌市内の受託者の施設等を選定し、住所・連絡先・設備等を書面で提出すること。

なお、業務場所への台枠の搬入、搬出は委託者が実施する。クレーン又はユニックを使用するため、作業範囲等に留意すること。

4 業務内容

業務場所（受託者の施設等）にて、台枠下面に塗布されているアンダーシール（瀝青系樹脂塗料、非飛散性アスベスト 0.1-5%含有）を除去する。

(1) 除去準備

業務場所へ台枠を搬入する際には現場に立会い、積み下ろし場所等について指示を行うこと。なお、台枠の下面に敷く敷板鉄板等の養生については委託者で用意・設置する。

作業場および施工区間には部外者が入らないようにロープ等で囲うと共に、「アスベスト除去作業」が明確に分かる標識板等を設置すること。

作業場を隔離養生し、適切なアスベスト飛散防止措置を講ずること。

業務員はアスベスト用の保護衣・保護眼鏡（ゴーグル）・保護手袋・シューズカバー・防塵 / 防毒マスク（国家検定合格の呼吸用保護具）を必

ず着用して作業すること。

(2) アンダーシール除去作業

アンダーシールは瀝青系樹脂塗料（非飛散性アスベスト 0.1-5%含有）で、塗膜の厚さは1 mm程度の厚みである。塗料用剥離剤で湿潤させ、手工具または電動工具により車両の地肌（鋼板もしくは下地塗料）が見えるまで取り除くこと。

剥離剤は有機溶剤予防中毒規則の対象とならない環境配慮型のものを選定すること。

除去した面は乾燥後に白色の飛散防止処理剤を吹付け処理すること。

除去したアンダーシール等の廃棄物はすべてアスベスト廃棄物処理用袋（0.15mm厚のポリエチレン袋）に入れ、二重密封処理すること。

(3) 養生等撤去

除去作業が終了し、飛散防止処理の完了を確認後に養生を撤去する。撤去した養生等はすべてアスベスト廃棄物処理用袋（0.15mm厚のポリエチレン袋）に入れて二重密封処理すること。

また台枠の搬出に備え、業務場所の整理を行うこと。

(4) アスベスト廃棄物等について

アスベスト廃棄物は密封のうえアスベスト保管場所であることが分かる掲示板を設置の上保管すること。なお、保管場所は委託者と協議の上決定する。

5 順守法令等

受託者は業務の履行にあたり、次の関係法令・規程等を順守しなければならない。

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 石綿障害予防規則
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- (5) 有機溶剤中毒予防規則
- (6) その他関係法令及び規程

6 業務主任の選任及び業務員

- (1) アンダーシール除去業務の作業現場には現場業務の責任者である業務主任を配置すること。なお、業務主任は石綿作業主任者技能講習の修了者とする。
- (2) アンダーシール除去業務の業務員は全員が石綿特別教育（石綿使用建築物等解体等業務特別教育）を受講したもので構成し、業務内容を十分に理解させた上で作業に従事させること。

7 賠償責任

故意または重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、速やかに損害の相当額を賠償するとともに、責任を持って速やかにその処理・解決にあたるものとする。

8 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No.	書類名	提出期限
1	業務着手届（別紙3：第8号様式）	契約後速やかに
2	労働災害保険関係の成立を証する書類	
3	石綿作業計画書	決定後速やかに
4	業務主任経歴書	
5	業務員名簿	
6	資格証明書の写し（石綿作業等）	
7	業務工程表	
8	アンダーシール除去施設 （住所・連絡先等を記入すること。）	業務完了時
9	石綿作業施工記録	
10	業務写真（業務全体の内容が分かるもの、 また、呼吸用保護具が国家検定合格である ことが分かるもの）	

11	業務完了届（別紙4：第13号様式）	業務完了時
----	-------------------	-------

その他、委託者が必要と認めるもの。

9 契約金額の支払い

受託者は業務完了後に業務完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に、支払い手続きを行う。

10 疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については委託者と十分協議すること。

11 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

12 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別紙5）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

13 添付書類

- (1) 255号車台枠 アンダーシール塗布箇所・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1
- (2) 業務着手届（第8号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2
- (3) 業務完了届（第13号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙3
- (4) 環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4

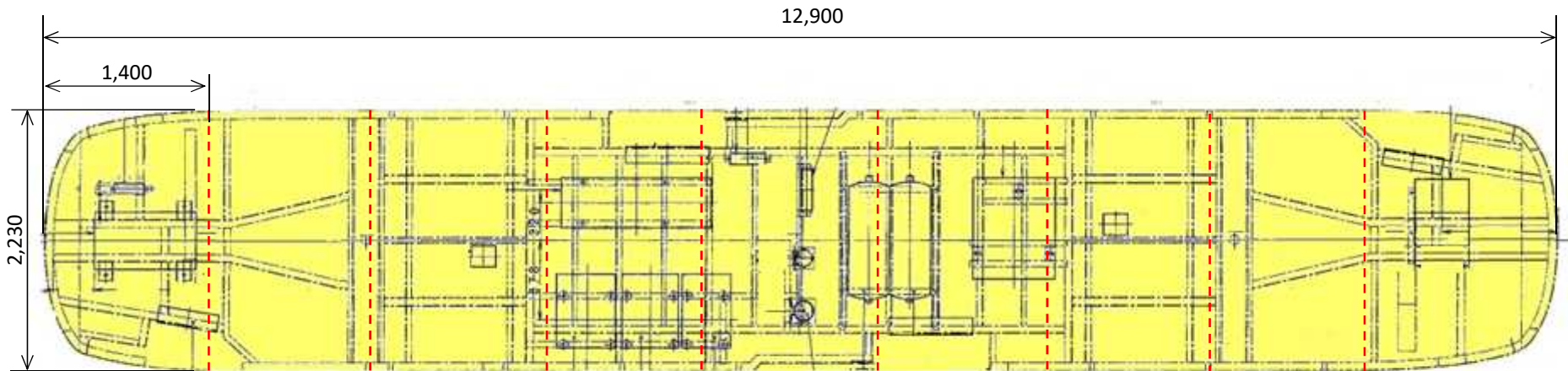
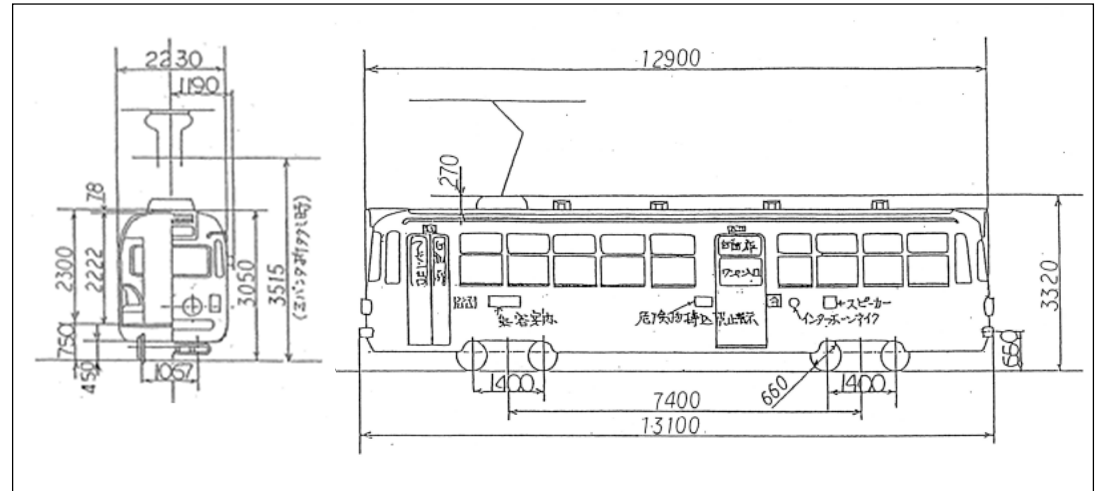
路面電車250形台枠アンダーシール除去業務

金 円

仕様書番号 札交車 第9516号
車両課 車両係

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
台枠アンダーシール除去業務						
(1)除去準備費用	離隔養生費等	1	式			
(2)アンダーシール除去作業	除去資材、消耗品費含む	1	式			
(3)養生等撤去	資材撤去、清掃費等	1	式			
車両費	資材運搬車等	1	式			
一般管理費	法定福利費等	1	式			
小 計						
再 計						
消費税相当額						10.0%
合 計						

255号車 アンダーシール塗布箇所



1位側

台枠下面

2位側

塗布箇所：台枠下面（約30m²）

※一部機器は取り外されます

※約1.4×2.2m角に切断されています

先端部②



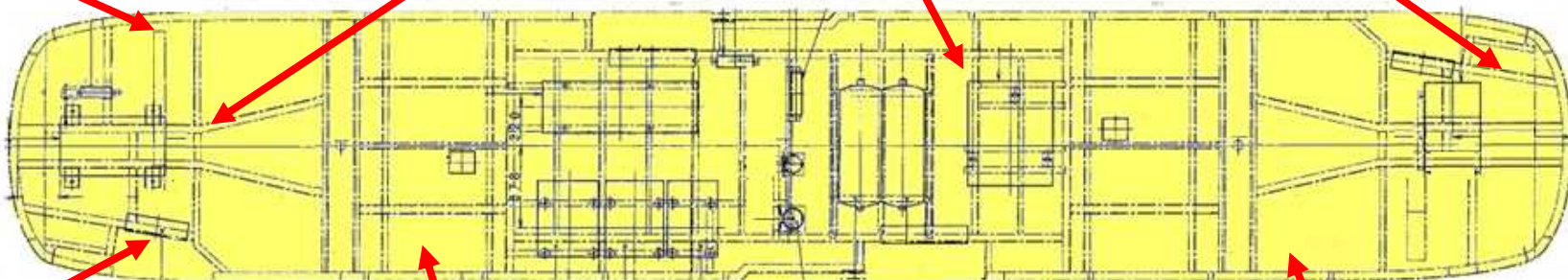
中間部②



中間部①



先端部①



先端部③



台車上部②

台枠下面



台車上部①

業務委託一第8号様式

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者	住 所 商号又は名称 職・氏名	印
-----	-----------------------	---

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託－第13号様式

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 （役職・氏名）

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局